

トピックス①

アカミミガメとアメリカザリガニを「条件付特定外来生物」に指定（施行日R5.6.1）

トピックス②

アジア初！南六呂師エリアが「星空保護区®」に認定（R5.8.21）

トピックス③

本願清水イトヨの里 展示リニューアル（R4-R5）

トピックス① アカミミガメとアメリカザリガニを「条件付特定外来生物」に指定

令和5年6月1日から規制スタート

アカミミガメ・アメリカザリガニの規制の概要



特定外来生物 (適用除外なし)	飼養等 ^{※1}		輸入	譲渡し等 ^{※7}		放出
	※1 飼養、栽培、保管又は運搬を指す。			※7 譲渡し、譲受け、引渡し、引受けを指す。		
	<p style="text-align: center;">×</p> <p>(許可者^{※2}のみ○。飼養等基準を満たすことが必要)</p> <p>※2許可の目的は、学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的に限る。生業の維持目的での許可は指定前から営まれていた業活動に限られる。愛がん・鑑賞目的での許可は指定前から飼養等されていた個体に限られる。</p>		<p style="text-align: center;">×</p> <p>(許可者^{※2}のみ○)</p>	<p style="text-align: center;">×</p> <p>(許可者^{※2}間で許可の数量の範囲内ならば○^{※8})</p> <p>※8愛がん目的での許可者が譲受ける場合は除く。</p>		<p style="text-align: center;">×</p> <p>(許可者^{※12}のみ○)</p> <p>※12許可の目的は、防除の推進に資する学術研究の目的に限る。</p>
条件付特定外来生物(通称) ※アカミミガメ・アメリカザリガニ	販売・頒布 ^{※3} の目的	その他の目的	<p style="text-align: center;">×</p> <p>(許可者^{※6}のみ○)</p> <p>※6許可の目的について、※2に加え、指定後に国内で飼養等を始めた個体・海外で指定前から飼っていた個体の愛がん・鑑賞目的を含める。</p>	販売・購入・頒布	その他の目的 ^{※11}	<p style="text-align: center;">×</p> <p>(許可者^{※12}のみ○)</p> <p>違反時の罰則 ・3年以下の懲役 ・300万円以下の罰金</p>
	<p style="text-align: center;">×</p> <p>(許可者^{※2・4}のみ○。飼養等基準を満たすことが必要)</p> <p>※3商業的目的での繁殖を行う場合は、生きていない状態での販売・頒布を含む。 ※4やむを得ず飼えなくなった個体の新しい飼い主探しのための頒布は事前届出が可能</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>(許可不要。ただし、業として行う場合^{※5}は飼養等基準を遵守する場合に限る)</p> <p>※5ある者の同種の行為の反復的継続的遂行が、社会通念上、事業の遂行と見ることができ程度のものである場合を指す(水族館、学校等での飼養等を想定)。</p>		<p style="text-align: center;">×</p> <p>(許可者^{※2}間で許可の数量の範囲内ならば○^{※4・8}~10)</p> <p>※9卸売業者が水族館、学校等に販売するケース等を想定。 ※10飼育動物の生き餌にするためのアメリカザリガニの購入は事前届出が可能</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>※11頒布に当たらない無償での譲渡し等を想定。</p>	
該当条項	法第4条、施行令附則第2条第1・2項、施行規則第2・3条		法第7条	法第8条、施行令附則第2条第3項、施行規則第2・3・11条		法第9条



▲アカミミガメ



▲アメリカザリガニ

「条件付特定外来生物」とは？

- ✓ 外来生物法に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする(規制の一部がかからない)生物の通称です。
- ✓ 現時点で「条件付特定外来生物」に指定される生物は、アメリカザリガニとアカミミガメの2種のみです。

※ 外来生物法に基づく防除に係る捕獲等や放出等に伴う場合又は省令で定める場合は上記の限りではない。

出典：環境省HP

アカミミガメとアメリカザリガニを「条件付特定外来生物」に指定する理由

- ✓ アカミミガメは全国各地に定着し、日光浴の場所や食物などをめぐって**在来カメ類との間で競争が生じ、在来カメ類に影響**を及ぼします。また、食性が多岐にわたるため、在来生物群集に大きな影響を与えられています。
- ✓ アメリカザリガニは日本全国に広く定着し、**水生植物を消失させたり水生昆虫の局所的な絶滅**を引き起こしています。また、ザリガニペストや白斑病などを保菌し、ニホンザリガニを含む在来甲殻類に大きな影響を与える可能性があります。
- ✓ 一方で、アカミミガメ・アメリカザリガニとも飼育者がとても多い生きものであり、**単に特定外来生物に指定して飼育等を禁止すると、手続きが面倒などの理由で野外へ放す飼育者が増えると予想**され、かえって生態系等への被害を生じるおそれがあります。そのため、**一部の規制を適用除外とする「条件付特定外来生物(通称)」に指定**することとなりました。

「星空保護区®」とは

- ✓ 光害問題に取り組む世界最大のNPO団体「ダークスカイ・インターナショナル」が認定する、暗く美しい夜空を保護するための優れた取り組みを行う地域のことです。
- ✓ アーバン・ナイトスカイプレイスは、都市に近く、夜間に人工的な光の影響を受ける中で暗い夜空を保護するための優れた取り組みを行っている地域が対象になります。

光害とは

過剰または不適切な人工の光による公害です。

過剰・不適切な人工光による様々な悪影響が指摘されており、光害は地球上で急速に広がっている新たな環境問題です。

悪影響の例



エネルギー浪費

無駄な照明により、世界で年間約1100億ドルの電気代が浪費され、7.5億tのCO₂を排出している試算があります。



生態系への悪影響

様々な野生生物が人工光によって生態を乱され、時には生命の危機に追いやられています。



農作物への悪影響

夜間照明が農作物の発育に影響し、等級低下、収穫量減少などの被害が出ることがあります。



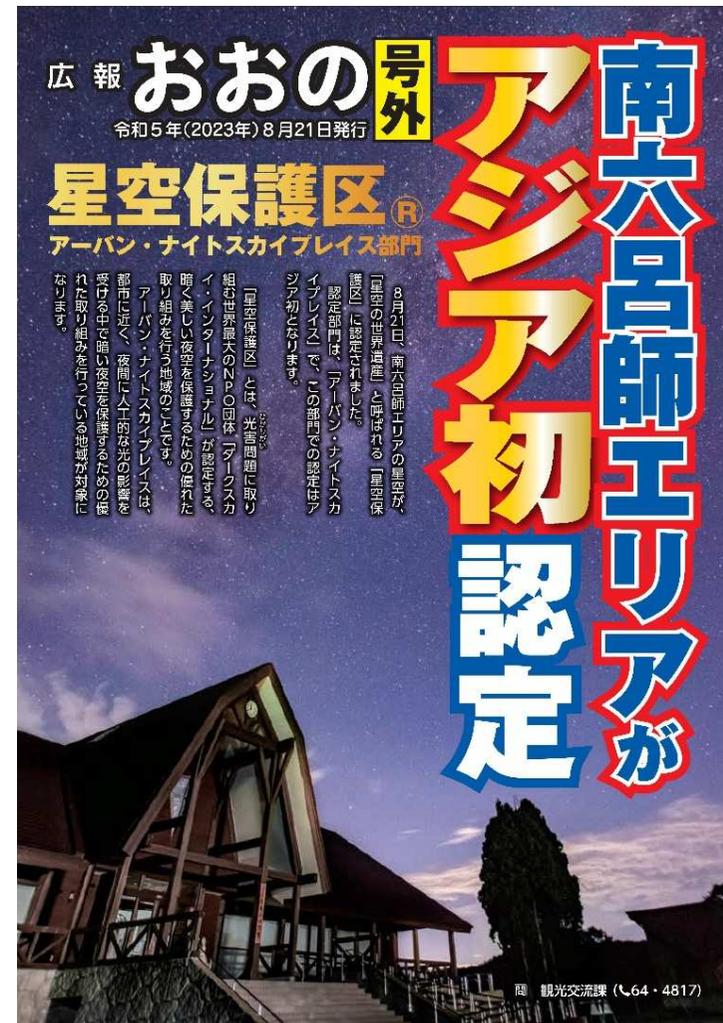
人体への悪影響

夜間に強い光を浴び続けると、体内時計が乱され健康被害につながる可能性があります。



夜空への悪影響

夜空に漏れた光は、星の微かな輝きをかき消し、天体観測を妨害し、美しい星空を楽しむ機会を奪います。



光害対策の取組例



トピックス③ 本願清水イトヨの里 展示リニューアル（R4-R5）

2001年開館以来の、本格リニューアル。最新の取組や研究成果を紹介

リニューアル内容の主なもの

○令和4年度

- ①導入パネル（内照）の改修及びイトヨ模型の制作、設置
- ②デジタル機器及びコンテンツの更新



○令和5年度

- ①航空写真（床設置）の更新



- ②ガイドンス・学習用動画の更新



- ③展示（サイン）パネルの内容更新



パソコン

館内にある6台のパソコンは自由に利用できます。クイズ形式の体験展示や資料の検索、各種データベースなどの利用が可能です。



■イトヨと湧水ゾーン

床には一目で大野盆地が分かる航空写真があります。



■レクチャールーム

イトヨ・水・環境などについて映像を通してみんなで学べるコーナーです。



■イトヨの観察ゾーン

本願清水に生息するイトヨや水生生物を間近に観察できます。



■イトヨになって遊ぼう

イトヨになった気分で卵の中、巣の中へ入ってみよう。真っ暗な部屋に入ると、ザリガニが突然あなたを襲います。



■イトヨとはゾーン

巨大なイトヨの模型に触れてみよう。イトヨについて詳しく学べます。



イトヨの生態や水文化を学ぶことができる体験と感動がいっぱいにつまった、イトヨの里です。



イトヨのイメージキャラクター
シンちゃん



■大野の水ゾーン

大野市の地下水保全や水循環についてパネルやパソコンで楽しく学べます。



■休憩スペース

大野のおいしい水が飲めます。